

諮問実施機関：滋賀県教育委員会

諮問日：平成22年10月 4日（諮問第 1 1 号）

答申日：平成23年 3 月30日（答申第 9 号）

事件名： の平成22年度および平成23年度の滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る
保有個人情報一部開示決定に対する審査請求

答 申

第 1 審議会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し行った保有個人情報の一部を不開示とする決定については、不開示とした「面接の点数、専門教科・科目の点数」、「免除された試験（一般教養・教職教養）の成績の扱い」について、その判断を変更すべきである。

なお、不存在とした「総合成績 A , B , C の得点区分」については、保有個人情報ではなく、結論において不開示は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成22年 8 月10日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号。以下「条例」という。）第14条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成22年度および平成23年度滋賀県公立学校教員採用選考試験にかかる

- （ 1 ）面接試験の点数
- （ 2 ）免除された試験の成績の扱い
- （ 3 ）専門試験の点数
- （ 4 ）総合成績の得点
- （ 5 ）総合成績 A , B , C の区分

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、平成22年度および平成23年度滋賀県公立学校教員採用試験第一次選考にかかる

- （ 1 ）面接の点数、専門教科・科目の点数
- （ 2 ）免除された試験（一般教養・教職教養）の成績の扱い
- （ 3 ）総合成績の得点
- （ 4 ）総合成績 A , B , C の得点区分

を特定した上で、条例第19条第 1 項の規定に基づき、平成22年 8 月27日付けで（ 1 ）については、各点数の不開示、（ 2 ）については、その扱い（評価）の不開示、（ 3 ）

については開示、(4)については不存在、とした決定を行い、同日付けで審査請求人に対し通知を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、不開示とした「面接および専門教科・科目の点数」「免除された試験(一般教養・教職教養)の成績の扱い」および不存在とした「総合成績A、B、Cの得点区分」に係る処分を不服として滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分における不開示処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書および意見書による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 今回の不開示処分は、県民の「知る権利」という視点での条例趣旨を理解していない。選考事務に関する公正または円滑な遂行を理由にして、非公開部分が多いことは、昨今の世の中の流れからして大きな問題である。他府県で相当進んでいる県があるが、滋賀県ではどうして進まないのか。国の教育職員養成審議会第3次答申は、採用試験の透明性を高めて、公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等だけでなく、選考基準についても公表する必要性を指摘している。
- (2) 専門試験の手応えがより確かだったにもかかわらず、昨年度二次Aランクから今年度一次Cランクとなった。これだけ不合格のランクに差があることから、免除された試験の点数や、各項目の一次判定資料の得点分布に興味を持つのは当然であり、まさに「知る権利」である。
- (3) 不合格者のうち、希望する者に開示している総合ランクA・B・Cランクの得点区分(ランクの根拠)は不存在となっているが、存在しているから受験者に開示しているわけであり、意味が不明である。あらかじめ基準となる得点を設定していないから不開示ということだが、現実にはある得点をもって、A・B・Cのランクを通知している。基準はその年ごとのレベルによって決まるわけで、その区分の開示を求めている。
- (4) 免除された試験(一般教養・教職教養)の成績の扱いについては、選考基準の類推につながるので不開示ということだが、採用試験の採用者が少ない中、本来受験生はどの科目もできるだけ高得点をとろうと努力する性質のものであり、選考基準を公にされても問題はない。選考試験の性質上、面接試験のウエイトが高いことも予想で

きる。受験対策についても、教員採用試験の予備校や受験対策本、インターネットでの情報交換など、既に受験対策は当たり前のようにある環境である。

第4 諮問実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による諮問実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関の決定は適切である。
- (2) 面接の点数、専門教科・科目の点数を開示すると、現在非公開情報となっている選考基準が類推できるおそれがあることから不開示とした。選考基準を公にすると、受験生が、評価ウエイトの高い試験項目の受験対策に拘泥し、受験対策技術の優れた者が有利となることが予想され、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、選考試験の実施の目的を達成できなくなる（条例第15条第7号）。
- (3) 審査請求人は、「選考に関する事務の公正または円滑な遂行を理由にして非公開部分が多い」としているが、文部科学省資料「平成22年度教員採用等の改善に係る取組事例」によると、今回請求対象の総合成績の得点について本県と同様に開示しているのは47都道府県のうち20府県であり、本県が他府県に比べ大きく異なる対応をしていることとはならない。
- (4) 免除された試験（一般教養・教職教養）の成績の取扱いを開示すると、その点数を開示することとなり、選考基準の類推につながることから、不開示とした（条例第15条第7号）。
- (5) 総合成績A・B・Cの得点区分は、合格者の最低ラインからの乖離状況を、得点分布から判断して区分しており、あらかじめ基準となる得点を設定して区分しているものではなく、不存在であり不開示とした。

第5 審議会の判断

審議会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障することとしている。一方、第15条では、開示の例外として実施機関が開示しないことのできる個人情報を制限的に列挙しており、当該情報が第15条各号のいずれかに該当している場合を除き、請求のあった個人情報を開示しなければならないと規定している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に

対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

このような観点から、以下判断する。

(2) 「面接の点数、専門教科・科目の点数」および「免除された試験の成績の取扱い」の条例第15条第7号該当性について

条例第15条第7号該当性の判断基準

条例第15条第7号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解される。

条例第15条第7号該当性について

審査請求人の請求している「面接の点数、専門教科・科目の点数」および「免除された試験の成績の取扱い」については、実施機関は、これらを開示すると、現在非公開情報としている各試験項目の配点や評価などの選考基準の類推につながる可能性があるとして主張し、そのため不開示としている。

この選考基準については、これを公にすると、受験生が、評価ウエイトの高い試験項目の受験対策に拘泥し、受験対策技術の優れた者が有利となることが予想され、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、選考試験の実施の目的を達成できなくなるため不開示としている。

面接の点数や専門教科・科目の点数など試験項目ごとの点数の開示から選考基準の類推が可能かどうかについてであるが、諮問実施機関の説明によれば、現在開示している総評(点数)や、公表している一次、二次選考試験での筆記試験等と面接試験との比重である6対4および4対6といった情報から、各試験項目の配点割合などの選考基準が類推できるとするが、具体的な事例の説明を受けたものの、実際に類推することは、困難であるといわざるを得ない。

さらに、選考基準については、先般、滋賀県情報公開審査会は、『平成23年2月25日付け答申第50号「平成22年度および平成21年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る、面接(集団・個人)判定基準・小論文判定基準・総合判定基準等」に対する公文書一部公開決定に対する審査請求」(平成22年6月30日(諮問第56号))』において、実施機関の主張する、選考基準を公開することによる支障の実質性、おそれの法的保護に値する蓋然性を検討した結果、これを公開すべきとの判断をしている。

本審議会においても、教員採用選考試験の選考基準および試験結果の公表状況

の検討等を行ってきたところであるが、上記情報公開審査会答申第50号の判断を妥当とし、選考基準については公開を前提として判断するものである。よって、「面接の点数、専門教科・科目の点数」および「免除された試験の成績の取扱い」を開示することにより、仮に選考基準が類推されたとしても、実施機関が主張する選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないものであり、このことは不開示理由とはならず、開示すべきである。

(3) 総合成績 A・B・C の得点区分について

本件開示請求において審査請求人が開示を求めている「総合成績 A・B・C の区分」とは、審査請求の理由から、審査請求人の自己の成績区分ではなく、「区分の基準」であると解することができる。

「区分の基準」は、条例第 2 条第 2 号に規定する保有個人情報には該当せず、不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

(4) その他

審査請求人は、その審査請求書および意見書において、当初の開示請求事項以外の事項の開示の必要性等を含め、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

第 6 まとめ

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断するものとする。

第 7 審議会の処理経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成22年10月4日	・教育委員会から諮問を受けた。
平成22年11月5日	・教育委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成22年11月16日	・審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成22年12月17日 (第59回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成23年1月26日 (第60回審議会)	・教育委員会から保有個人情報一部開示決定理由等について口頭説明を受けた。

平成22年 2 月 8 日 (第61回審議会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成23年 3 月 8 日 (第62回審議会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成23年 3 月25日 (第63回審議会)	・ 答申案の審議を行った。